

諮問番号：令和4年度諮問第18号
答申番号：令和4年度答申第32号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和2年6月23日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁は、本件処分において、宿泊料を移送費として支給しなかった理由を公金支出の観点から、宿泊に関する資料がない状態で費用を支出することは適切でない旨主張するが、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2（7）アにおいて、移送費の範囲として荷造費及び運搬費（以下「荷造費等」という。）のほか、必要最小限度の交通費、宿泊料等の支給が認められている。

上記の局長通知の趣旨は、居住先が遠方である場合に引っ越し費用として単に荷造費等が発生するだけでなく、一般的に交通費や宿泊料等の拠出も要することから、これらを支給対象にするものとする。と考える。

審査請求人は、処分庁から移送費に係る説明がされていなかったという不適切な職務遂行が原因で、宿泊先に関する書類を保管、提出できなかったのであるから、処分庁は、挙証資料がなく本件処分において支給されている交通費と同様に、宿泊料についても、審査請求人が賃借していた住居周辺のビジネスホテル等の宿泊料を調べ、その平均をとる等、一般的に妥当と考えられる費用を局長通知の趣旨に基づいて支給すべきである。

また、処分庁は、宿泊料の支給については、交通費と比して同等以上の挙証資料が求められる旨主張する。しかしながら、審査請求人は、従前居住していた〇〇（以下「A」という。）のマンション（以下「前住居」という。）の近隣の宿泊料金を調べた上で、その料金相当額を申告しているのであるから、宿泊

料について相当程度の立証を行っている。

以上のことから、挙証資料等の不存在を理由に宿泊料を不支給とする本件処分は、著しく不合理であり、取り消されるべきである。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、審査請求人に代わり審査請求人の母（以下「母」という。）が、前住居に保管していた家財道具の引取りを行ったことに係る交通費・宿泊料・荷造費等・飲食物費を内訳とする移送費の支給申請について、交通費及び荷造費等について支給する一方で、宿泊料及び飲食物費について不支給とした本件処分を行ったことが認められる。

審査請求人は、処分庁が宿泊料を不支給としたことを不服として本件審査請求を提起している。

- (2) 審査請求人は、処分庁が交通費については挙証資料がなくても支給していることから、宿泊料についても、前住居周辺のビジネスホテル等の宿泊料を調べ、その平均をとる等、一般的に妥当と考えられる費用を支給するべきであり、挙証資料等の不存在を理由に宿泊料を不支給とすることは不当である旨を主張する。

一方、処分庁は、宿泊先が、前住居の近隣であったか否かの確認も取れていないことから、審査請求人が主張する宿泊料の算定方法は妥当性を欠き、宿泊料の請求については、交通費と比して同等以上の挙証責任が審査請求人に求められる旨を主張する。

本件についてみると、①令和2年5月28日付けの移送費支給申請書（以下「本件申請書」という。）には、移送費の額の内訳として、交通費については、新幹線の利用区間の記載があり、宿泊料については、1泊6,000円で4泊との記載があること、②母は、処分庁に対し、平成30年1月8日に前住居に行き、5日間かけて室内整理を行ったところ、室内に寝るスペースがなかったため、近隣のホテルに宿泊したが、ホテルの名前は覚えておらず、領収書も保管していない旨を申告したこと、③令和2年6月18日に処分庁が母に対し、宿泊先等の聞き取りを行ったところ、母は、宿泊先のホテルの

場所や前住居からホテルまでの移動手段が徒歩か電車かについては覚えていないと回答したことが認められる。

これらのことからすると、母は、家財道具の引取り時の日程等は具体的に申告しているにも関わらず、4泊したとする宿泊先への移動手段が徒歩か電車かについてすら定かではなく、宿泊料を支給するための根拠に欠けるとした処分庁の判断は一定首肯できる。

審査請求人は、交通費は挙証資料がなくても支給しているところ、宿泊料についても、挙証資料がなくとも、一般的に妥当と考えられる費用を支給すべきである旨を主張する。

しかし、交通費については、母が自らの居住場所から前住居の所在地までを往復した事実に基づき、鉄道会社により定められている運賃をもとに認定が可能であるのに対し、宿泊料については、宿泊先や宿泊日数の違いにより費用が異なることからすると、宿泊料については、審査請求人に交通費と比して同等以上の挙証責任が求められるとした処分庁の判断は直ちに不合理とは言えない。

審査請求人は、宿泊料について、挙証資料を提出し得ないのは、本来処分庁が行うべき説明を怠ったためである旨を主張するが、平成29年12月26日に処分庁が受理した移送費支給申請書（以下「当初申請書」という。）には、宿泊料の記入欄があることからすると、少なくとも審査請求人は同日時点において、移送費に宿泊料が含まれることを認識し得たと言わざるを得ず、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年	9月13日	諮問書の受領
令和4年	9月14日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月28日 口頭意見陳述申立期限：9月28日
令和4年	9月28日	第1回審議
令和4年	9月28日	審査請求人から主張書面の受領(令和4年9月27日付け)
令和4年	10月26日	第2回審議
令和4年	11月21日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条の規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原則に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定め、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）を定めている。

- (5) 法第12条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として第1号及び第2号を掲げ、第2号は「移送」と定めている。
- (6) 保護の基準別表第1第3章3は、移送費について「移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。」と定めている。
- (7) 局長通知第7の2(7)は、「移送費」について、ア及びイを記し、アは、「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。(後略)」とし、「次のいずれか」として、(ア)から(ソ)を記し、(サ)は、「被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する

場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年10月24日、母はAで生活をしていた審査請求人を大阪府に連れ帰った。
- (2) 平成29年11月17日付けで、母は処分庁に対して審査請求人に係る保護の開始申請を行い、同日付けで、処分庁は審査請求人に対して、法による保護を開始した。
- (3) 平成29年12月21日、母は処分庁に対して、前住居に審査請求人の荷物が残っているとして移送費の支給について相談し、処分庁は母に対して、支給の可否について検討すること、支給できる場合は3社の見積もりが必要であることを伝えた。
- (4) 平成29年12月26日付けで、審査請求人は処分庁に対して当初申請書により移送費の支給に係る申請（以下「当初申請」という。）を行った。
- (5) 平成30年1月8日から同月12日までの間、母は、前住居において、審査請求人の家財の運搬に必要な荷造り等の作業を行った。
- (6) 平成30年1月15日付けで、処分庁は審査請求人に対して、当初申請は局長通知第7の2（7）ア（サ）の真にやむを得ないときに該当しないとして、当初申請を却下する処分（以下「当初処分」という。）を行った。

なお、当初申請書の行先、期間の欄及び移送の額（交通費、宿泊料、荷作費等）の欄は空欄で、必要とする理由（目的、用件）の欄には、「〇〇の自宅〔前住居〕に保管していた家財道具一式を、現住居に運ぶ為、費用を支給して下さい。」と記載されているが、審査請求人は、必要とする理由の欄は、処分庁において記載されたと主張する。
- (7) 平成30年2月5日付けで、審査請求人は大阪府知事（以下「審査庁」という。）に対して当初処分の取消しを求める審査請求を行い、審査庁は前住居の契約状況や荷物の保管状況等について必要な調査を尽くすことなく当初処分の判断を行ったことに言及の上、令和2年3月16日付けで当初処分を取り消す裁決を行った。
- (8) 令和2年5月28日付けで、審査請求人は処分庁に対して本件申請書により移送費の支給に係る申請（以下「本件申請」という。）を行った。

なお、本件申請書の内容は次のとおりである。

①行先として、前住居の住所。

②期間として、平成30年1月8日から同月12日までの5日間。

③交通費として、大阪市内からAまでの往復の電車代として29,440円。

上記交通費に係る資料として、新大阪駅から〇〇駅着まで新幹線を用いた場合の運賃検索結果が処分庁に提出されている。

④飲食物費として、5日分の6,900円。

⑤宿泊料として、前住居周辺のビジネスホテルの宿泊料として、1泊6,000円（朝食なし）の4泊分として、24,000円。

上記宿泊料に係る資料として、JR〇〇線〇〇駅及び〇〇〇〇〇〇〇線〇〇駅から徒歩1分にあるビジネスホテルの16㎡のシングル1名の部屋を1泊利用した場合の料金が6,000円（非会員価格）の宿泊情報が処分庁に提出されている。

⑥荷造費等として128,520円。

上記荷造費等に係る資料として、作成日が平成30年1月11日、引越し予定日が同月12日、見積額が128,520円の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の見積書及び同額を同社に振り込んだ利用明細書が処分庁に提出されている。

(9) 令和2年6月18日、処分庁は、母及び審査請求人の代理人に対して、宿泊先等に係る調査を行い、次の内容を聞き取った。

①母への聞き取りとして、前住居の片づけは1日で終わる状況でなかったため急遽宿泊することとし、宿泊先のホテルは駅前で人に尋ねて決めたが、宿泊したホテルの場所やホテルまでの移動手段（徒歩、電車）は記憶にないこと。

また、事前に宿泊料や飲食物費に関する説明を受けていれば、領収書を保管するようにしていたこと。

②母への聞き取りとして、Aでの土地勘がないため、前住居の場所は〇〇（以下「B」という。）に調べてもらったこと。

また、処分庁は、母に対して、Bと話をすることで宿泊先を思い出すことを提案し、母からBは多忙で連絡が取れない旨返答があったこと。

③母への聞き取りとして、前住居は、空き缶や日常生活上のゴミが多く、掃除がされていない状況で、想像していた以上に散らかっていると感じたこと。

④審査請求人の代理人に対して、弁護士として宿泊先を調べる助力ができるかを尋ね、無理である旨返答があったこと。

(10) 令和2年6月19日付けで、処分庁は、本件申請に係るケース診断会議を開催し、宿泊料については、宿泊先や要した費用に係る挙証資料の提出が

なく、処分庁においてもこれらを調査することが不可能であるとして、支給しないことを決定した。

(11) 令和2年6月23日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、交通費27,240円、荷造費等128,520円、合計155,760円を移送費として支給する本件処分を行った。

(12) 令和2年9月10日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 本件審査請求に至った経緯をみると、処分庁は本件処分において、交通費及び荷造費等の支給を認定した上で、宿泊料及び飲食物費の支給については不認定とし、一方、審査請求人は宿泊料の支給が不認定となったことを不服として本件審査請求を行ったことが認められる。

また、審査請求人は、本件処分において飲食物費の支給を不認定とする決定については争わない旨主張することから、本件審査請求の争点は宿泊料の支給の可否として、以下、検討する。

(2) 審査請求人は、本件処分において、交通費については挙証資料がなくても支給の認定をしていることから、宿泊料についても、処分庁において、前住居周辺のビジネスホテル等の宿泊料を調べ、その平均をとる等、一般的に妥当と考えられる費用を支給すべきである旨主張する。

ア 前記2(8)のとおり、交通費に係る申請については、本件申請書において、平成30年1月8日から同月12日の間に、新幹線により大阪市内と〇〇〇内を移動したことが具体的に記載されていることから、処分庁は当該記載に基づき支給すべき交通費を算出したことが認められる。

一方、宿泊料に係る申請については、1泊6,000円の4泊分である旨記載されているが、宿泊先の記載はなく、前住居の近隣のビジネスホテル1軒の宿泊料金が1泊6,000円である宿泊情報が添付されているのみであったことが認められる。

イ そこで、処分庁は、宿泊料の支給の可否を判断するに当たって、前記2(9)のとおり、母及び審査請求人の代理人に対して、調査を行い、①母から、宿泊先のホテルは駅前で人に尋ねて決めたが、ホテルの場所やホテルまでの移動手段については記憶がないことを聞き取り、②母に対して、前住居の場所を調べたBと話をすることで宿泊先を思い出すことができないかを提案し、また、弁護士である審査請求人の代理人に対しては、宿泊先を調べる助力ができるかを尋ねたが、いずれも宿泊先の特定につながらなかったことが認められる。

ウ 処分庁は、①交通費の申請については、審査請求人から費用の算定基礎となる具体的な事実が示されていたことによって、支給すべき費用の算

定を行い得たが、②宿泊料の申請については、算定の基礎となる具体的な事実が示されるに至らなかったことから支給すべき費用の算定を行い得なかったものと言わざるを得ない。

したがって、処分庁が、交通費と宿泊料の支給を求めるそれぞれの申請について、同様に取り扱わず、支給の可否に係る判断が異なったことが直ちに不合理であったとまでは言えず、審査請求人の主張は採用できない。

- (3) 本件申請に係る宿泊料の支給審査において、審査請求人に対して、どの程度の挙証を求めるかについては、移送費に関する十分な知識がない中、前住居に赴いて初めて宿泊の必要性が判明し、混乱した母の状況を考慮すれば、本件においては、必ずしも宿泊費用に係る領収書の提出まで求めないとしても、少なくとも母が宿泊したとするホテルの名称及び場所等、宿泊料の算定基礎となる具体的な事実については確認する必要があると言える。

この点につき、例えば、旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条及び旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の2において、旅館業を営む者は、宿泊者の氏名、住所等を記載した宿泊者名簿を備え、作成の日から3年間保存するものとされていることから、宿泊者本人である母や、弁護士である審査請求人の代理人であれば、宿泊したと推測されるホテルに対して、宿泊情報について照会を行うことも可能であったと考えられる。

本件においては、審査請求人からは、母が宿泊したとするホテルの名称及び場所の他、前住居から宿泊先までの移動手段についても示されなかったことから、宿泊料の支給のために必要な情報を十分に示せなかったと言わざるを得ない。

以上のことから、処分庁は、宿泊料の支給の可否を判断するに当たり、前記（2）イのとおり一定の調査を行っていることや、前記1（6）、（7）のとおり、保護の基準及び局長通知において、宿泊料等の移送費は、移送に必要な最小限度の額と定められていることに鑑みれば、処分庁が本件申請からは、支給すべき宿泊料を算定することができないとして、宿泊料の支給を不認定と判断したことに不合理な点は認められない。

- (4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

本審査会の前記判断を左右するものではないが、審査請求人は、処分庁から審査請求人に対して移送費に係る説明がされていなかったという不適切な職務遂行が原因で、宿泊先に関する書類を保管、提出できなかった旨主張していることから、以下、付言する。

前記第5の2(3)、(8)のとおり、母がAにおいて宿泊の必要性を認識したのは、当初申請の後であったことが認められ、処分庁は、①本件申請の際に初めて、母がAにおいて宿泊の必要性があることを知り得た旨、②転居に当たっては、転居当日まで荷造り等を行いながら従前の住居で生活を続けることが一般的であり、他の宿泊先を必要とする状況は極めて特殊な状況である旨主張し、このような特殊な状況を予見できたとは認めがたく、宿泊料に関する説明がなかったことをもって処分庁の瑕疵とする審査請求人の訴えは妥当性を欠く旨主張する。

この点について、審理員は、前記第3の2(2)のとおり、当初申請書には、宿泊料の記入欄があることから、少なくとも審査請求人は同日時点において、移送費に宿泊料が含まれることを認識し得た旨の意見を述べる。

しかしながら、母が移送費支給申請書の様式から移送費の内容を十分に理解できたとは言い難い面があり、また、本件のように、当初申請時点において宿泊の必要性が具体的に予見しえなかったとしても、申請者との無用な行き違いが生じないよう、処分庁においては、申請に係る制度について丁寧に説明し理解を得るよう努めることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子